

国名
インドネシア
在外公館名
在インドネシア日本国大使館
情報確認年月日
2024 年 10 月 30 日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
☒ 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 ☐ 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 ☒ 渡航前に準備が必要な書類がある。 ☒ （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 ☒ 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 ☐ その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
（一般的な薬品の持ち込み） ・ 下記の法令に添付されている申請フォームに必要事項を記入したものを事前に用意すること。 法令（申請フォーム付き）： https://jdih.pom.go.id/download/rule/1535/28/2023 インドネシア語：Peraturan Badan Pengawasan Obat dan Makanan Nomor 28 Tahun 2023 Tentang Perubahan atas Peraturan Badan Pengawasan Obat dan Makanan Nomor 27 Tahun 2022 Tentang Pengawasan Pemasukan Obat dan Makanan ke dalam Wilayah Indonesia. 日本語（仮訳）：インドネシア領域へ持ち込む薬品及び食品の監督に関する医薬品食品監督庁規制 2022 年第 27 号の改正に関する医薬品食品監督庁規制 2023 年第 28 号 ❖ 個人使用の薬品及び食品を郵送サービスを利用して持ち込む場合： 一添付 IIA（13 頁） ❖ 個人使用の薬品及び食品を乗客の荷物で持ち込む場合： 一添付 IIB（15 頁）

❖ 個人使用の薬品及び食品を持ち込むための申請書の記入方法：

－添付 IIC（17 頁）

- ・ 下記の医薬品を持ち込む場合は、医師からの処方箋は不要。
 - 個体の薬品（錠剤/カプレット/カプセル/丸薬等）を持ち込む場合は、各種類医薬品、一人当たり 30 個。
 - 半個体の薬品（クリーム/軟膏/ジェル/坐剤等）を持ち込む場合は、各種類医薬品、一人当たり 3 個。
 - 液体の薬品を持ち込む場合は、各種類医薬品、一人当たり 3 個。
 - エアゾール薬品（シロップ/乳化液/懸濁液等）を持ち込む場合は、各種類医薬品、一人当たり 3 個。
- ・ ただし、医師からの処方箋がある場合、最長 90 日間の治療分を上限とする。

（医療用の麻薬や向精神薬の持ち込み）

- ・ インドネシアに医療用の麻薬又は向精神薬を持ち込もうとする場合には、まず、その医療用の麻薬又は向精神薬が、下記のリストに含まれているか確認する必要がある。

インドネシアにおいて医療用として使用可能な麻薬（DAFTAR NARKOTIKA GOLONGAN II 及び III）及び向精神薬（DAFTAR PSIKOTROPIKA GOLONGAN II、III 及び IV）のリスト

（麻薬）<https://peraturan.go.id/files/permenkes-no-30-tahun-2023.pdf>



（向精神薬）

<https://laboratorium.bnn.go.id/asset/permenkes/PMK%20No.%2031%20Th%202023%20ttg%20Penetapan%20dan%20Perubahan%20Penggolongan%20Psikotropika-signed.pdf>



（医療用麻薬の持ち込みに必要な書類）

- 必要事項を記入した申請フォーム（上記参照）
- 医師からのレター
- 処方箋の写し
- 薬のラベル又は服用方法等について記載されたラベル

- ・ 日本語の場合には、英語訳又はインドネシア語訳を添付すること。
- ・ インドネシアでの滞在期間に応じて最長 2 ヶ月の治療分を上限とする。

(医療用向精神薬の持ち込みに必要な書類)

- 必要事項を記入した申請フォーム (上記参照)
- 患者の氏名、適応症、医薬品名、投与量、治療期間、毎日の向精神薬の使用量が記載された患者を治療する医師による処方箋の写し及び／又は証明書
- ・ 日本語の場合には、英語訳又はインドネシア語訳を添付すること。
- ・ インドネシア滞在期間に応じて最長 2 ヶ月の治療の最大量を上限とする。

(参考)

- インドネシア保健省照会先 (英語可)

WA : 0821-1052-4619

メールアドレス narkotikasubdit@yahoo.com

- 国家食品医薬品監督庁 (BPOM) 照会先

コールセンター : 1500533 (インドネシア語)

メールアドレス : halobpom@pom.go.id (英語可)

電話/Fax/WA :

+6221 4244691/42883309/42883462 (インドネシア語)

+6221 4263333 (FAX) (英語可)

+6281 19 18 1533 (WA) (英語可)

+6281 21 9999 533 (SMS) (英語可)

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

参考情報

- ・ 麻薬に関する法律 2009 年第 35 号

<https://farmalkes.kemkes.go.id/unduh/uu-no-35-tahun-2009-tentang-narkotika/>

(UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 35 TAHUN 2009 TENTANG NARKOTIKA)

- ・ 向精神薬に関する法律 1997 年第 5 号

<https://farmalkes.kemkes.go.id/unduh/uu51997psikotropika/>

UNDANG - UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 5 TAHUN 1997 TENTANG PSIKOTROPIKA